



2025 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 ひろぎんホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 部 谷 俊 雄
(コード番号 7337 東証プライム)
問 合 せ 先 経営企画部 経営企画グループ
企画室長 阿部 吉泰
(TEL 082-245-5151)

株式の売出しに関するお知らせ

株式会社 ひろぎんホールディングス（社長 部谷 俊雄）は、2025 年 6 月 30 日付の取締役会において、当社株式の売出し（以下「本売出し」という。）について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社グループは、「お客さまに寄り添い、信頼される〈地域総合サービスグループ〉として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献します」という経営ビジョンのもと、広島県、岡山県、山口県、愛媛県を主要な営業基盤とし、各種金融ソリューションに加え、IT 関連や人事労務コンサルティングをはじめとした非金融ソリューションを提供しております。

当社は、2024 年 4 月から 2029 年 3 月までを計画期間とする「中期計画 2024」をスタートしました。「地域の成長なくして、当社グループの成長なし」との考えのもと、10 年後の地域のあるべき姿と当社グループが目指す姿を明確にし、そこからバックキャストिंगして前半 5 年間の取組みを定め、さまざまな戦略を展開しております。地域経済の持続的な発展に貢献することを当社グループの最重要使命と位置づけ、〈地域総合サービスグループ〉としての「総合力」を発揮することで、地域社会やお客さまの課題解決を図ってまいります。

また、当社では、収益性向上や資本効率の改善を図るとともに、「株主還元」とのバランスの取れた経営を進めております。そのような考えに基づき、当社は 2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、取得価額の総額 50 億円及び取得株式の総数 600 万株を上限とする自己株式取得に係る事項を決議しております。

当社は、引き続き上述の経営方針に基づいた取組みを通じて、持続的な企業価値の向上を図ることで、ステークホルダーの未来をひろげてまいります。

なお、本売出しに関しまして、近年、政策保有株式の持合解消が進んでおり、当社においても株主との継続的な対話を行う中、本売出しにおける売出人より当社株式の売却意向を確認しました。当社として最適な株式売却の手法を検討した結果、円滑な売却機会を提供しながら、当社が目指す株主構成の構築を企図し、本売出しの実施を決定しました。本売出しを実施することにより、長期的な視点に立ってご理解・ご支援いただける株主層の更なる拡大及び流動性の向上を目指しております。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 10,867,900 株
- (2) 売 出 人 及 び 損害保険ジャパン株式会社 7,500,000 株
売 出 株 式 数 東京海上日動火災保険株式会社 1,007,500 株
東洋証券株式会社 1,000,000 株
三井住友海上火災保険株式会社 685,200 株
株式会社三菱UFJ銀行 414,700 株
三菱UFJ信託銀行株式会社 260,500 株
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年7月8日（火）から2025年7月11日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（当該価格が1,000円超の場合は0.5円単位として0.5円未満の額を切捨て、1,000円以下の場合は0.1円単位として0.1円未満の額を切捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMB C日興証券株式会社を事務主幹事会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
当社普通株式を取得し得る投資家のうち、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関してはSMB C日興証券株式会社が行い、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関してはSMB C日興証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行うものとする。
引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日。
- (6) 受 渡 期 日 2025年7月15日（火）から2025年7月18日（金）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,500,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、1,500,000株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

SMB C日興証券株式会社がグリーンシュエーションを行使する場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関して、SMB C日興証券株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2025年7月8日(火)の場合、「2025年7月10日(木)から2025年8月8日(金)までの間」
- ② 売出価格等決定日が2025年7月9日(水)の場合、「2025年7月11日(金)から2025年8月8日(金)までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2025年7月10日(木)の場合、「2025年7月12日(土)から2025年8月8日(金)までの間」
- ④ 売出価格等決定日が2025年7月11日(金)の場合、「2025年7月15日(火)から2025年8月13日(水)までの間」

となります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、当社はSMB C日興証券株式会社及び三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMB C日興証券株式会社及び三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等(株式分割による新株式発行等、2025年6月24日開催の当社定時株主総会において承認された公益財団法人ひろしま美術館に対する第三者割当による自己株式の処分及び当社が導入している株式所有制度に基づく当社普通株式の交付等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社及び三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4. 自己株式の取得について

当社は、2025年5月12日(月)開催の取締役会において、下記のとおり、資本効率を高めることを通じた、企業価値向上を目的として自己株式の取得に係る事項を決議しています。

取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 6,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を含む)に対する割合 約1.9%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 50億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月15日から2026年3月31日まで |

2025年5月15日(木)から2025年6月30日(月)まで(以下「対象期間」という。)の自己株式の取得等の状況につきましては、以下「自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

なお、対象期間において当該決議に基づく自己株式の取得実績はありませんでした。また、日本取引所自主規制法人による自己株式取得に関するガイドラインの趣旨に鑑み、2025年6月30日(月)から本売出しに係る受渡期日までにつきましては、上記自己株式の取得を差し控えます。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

自己株式の取得等の状況

(1) 取得の状況

2025 年 6 月 30 日現在

区分	株式数 (株)		価額の総額 (円)
取締役会 (2025年5月12日) での決議状況 (取得期間 2025年5月15日～2026年3月31日)	6, 000, 000		5, 000, 000, 000
対象期間における取得自己株式 (取得日)	一月一日	—	—
計	—		—
自己株式取得の進捗状況 (%)	—		—

(2) 保有の状況

2025 年 5 月 31 日現在

保有状況	株式数 (株)
発行済株式総数 (自己株式を含む)	305, 327, 921
保有自己株式数	1, 006, 677

※保有自己株式数には役員報酬BIP信託及び従業員持株ESOP信託が保有する当社株式3, 549, 026株を含んでおりません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。